

【施設名】ネーミングライツ契約書（案）

長野県伊那市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、【施設名】の命名権（以下「ネーミングライツ」という。）に関して、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（本契約の目的）

第2条 本契約は、本施設への愛称付与等を通じて、伊那市の自主財源の確保を図るとともに、民間の創意工夫による地域貢献の場を提供することを目的とする。

（ネーミングライツ）

第3条 甲は、乙に対し本施設のネーミングライツを販売する。

2 本施設の愛称は、次のとおりとする。

【施設名】「愛称」

3 乙は、第4条第1項に定める期間内に前項の愛称を変更することができない。

（契約期間）

第4条 本契約の契約期間は、令和 年（西暦年） 月 日から令和 年（西暦年） 月 日までとする。

2 愛称の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了の日までに本契約が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。

（愛称の使用及び定着）

第5条 甲及び乙は、第3条第2項に定める愛称を本施設の通称として使用するとともに、当該愛称の定着に努めるものとする。

（命名権料）

第6条 乙は、命名権料として、第4条第1項に規定する契約期間中1年間につき、金 円（消費税及び地方消費税込み）を甲に支払うものとする。

2 1年未満の期間に係る命名権料の額は、前項に定める命名権料年額に基づき、日割計算により算出した金額の千円未満を切り捨てた額とする。

3 命名権料の支払いについては、乙は、各年度（4月1日から3月31日までの期間をいう。）の 月 日までに、甲が発行する納入通知書により支払わなければならない。また、当初契約を年度途中で締結した場合は、甲乙協議して決めた期日までに支払うものとする。

4 乙が、前項に定める納入期限までに第1項に定める金額を納入しない場合は、乙は、延滞期間に応じ、命名権料に伊那市税外収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例（平成18年3月31日条例第58号）第5条に規定する割合を乗じて得た額を延滞金として甲に支払わなければならない。

（看板等の表示変更等）

第7条 甲は、乙が本施設の名称にかかわる看板等の表示を第3条第2項に規定する愛称

に変更することに同意する。

2 前項の表示変更の範囲及び変更方法については、甲及び乙が協議の上定める。

3 第1項の規定による愛称の看板等への表示変更に係る費用は、乙の負担とする。また、乙は第4条に規定する契約期間終了時(第11条の規定により契約を更新する場合を除く。)には、原則として原状回復することとし、それに要する費用は、乙の負担とする。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 甲及び乙は、本契約に係る権利を第三者に譲渡し、又は貸与し、若しくは質権の設定等をしてはならない。

(契約の解除等)

第9条 乙の違法行為その他乙の責めに帰すべき事由により、乙の社会的信頼が失墜したと客観的事実に基づき甲が認めた場合には、甲はこの契約を解除することができる。この場合、甲は解除前において乙から事情を聴くものとする。

2 前項の規定により契約が解除された場合における命名権料の取扱いは、次によることとする。

(1) 乙が甲に対し第6条第2項の規定により既に納入した命名権料は、返還されないものとする。

(2) 各年度開始後、第6条第2項の納入期日が到来する日までの間に前項の規定に基づき甲がこの契約を解除した場合、乙は期限の利益を喪失し、直ちに当該年度の命名権料を甲に支払わなければならない。

(3) 当該解除月が、3月にあつては、翌年度の命名権料は、発生しないものとする。

3 第1項の規定により契約が解除されたことによって乙、その他の者に生じた損害については、乙がその責めを負うものとする。

4 第1項から第3項の規定にかかわらず、甲が本施設の運営を怠る等、甲の責めに帰すべき事由により、乙のネーミングライツの価値が著しく低下したと客観的事実に基づき乙が認めた場合には、乙はこの契約を解除することができる。この場合、乙は解除前において甲から事情を聴くものとする。

5 前項の規定により契約が解除された場合における命名権料の取扱いは、次によることとする。

(1) 乙が甲に対し第6条第1項に規定する命名権料を既に支払っている場合は、甲は、当該解除月の翌月から年度末までの月数で月割りした金額を乙の請求書により乙に直ちに返還するものとする。

(2) 当該解除月が、第6条第2項に規定する納入通知書を甲が発行する以前にあつては、当該年度の命名権料は、第6条第1項に規定する金額を月割りした1か月分の金額とし、甲が発する納入通知書により乙が支払うものとする。

(3) 当該解除月が、3月にあつては、翌年度の命名権料は、発生しないものとする。

(損害の賠償)

第10条 甲及び乙は、この契約に定める義務を履行しなかったために相手方に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

(期間の終了及び更新)

第11条 乙が自己の都合で第4条第1項の期間満了前に本契約を終了させる場合、終了予定日の6か月前までに甲に書面で通知するとともに、終了予定日が属する年度の命名権料の全額を支払い、中途解約によって甲に発生した損害を賠償することを要する。

2 乙は、この契約の更新を希望するときは、令和 年(西暦年) 月 日(契約満了の6か月前)までに、書面によりその旨甲に通知する。なお、更新後の契約条件については、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

(重要な事情変更)

第12条 甲及び乙は、この契約に関し、重要な事情変更が生じた場合は、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(紛争解決)

第13条 甲は、【施設名】運用に関して紛争(但し、乙が責任を負うべき事項に関する紛争は除く。)が生じた場合、又は第三者から何らかのクレームの申出があった場合は、自己の費用・責任において対処するものとし、乙に不利益を及ぼさないものとする。

(疑義の解決)

第14条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(裁判の管轄)

第15条 本契約に関する訴訟は、甲の事務所の所在を管轄する長野地方裁判所伊那支部をもって管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙が記名・押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 長野県伊那市下新田3050番地  
長野県伊那市  
伊那市長 吉田 浩之

乙 所在地  
法人名  
代表者名